裁判官訴追状、特別上告状の別紙

事件進捗一覧

下記の事件は　日本国憲法の三権分立（第41条、第65条、第76条1項）、裁判所法第８１条に抵触する、　日本国裁判官訴追委員会に　裁判官訴追を請求し、最高裁判所に合弁審理・調査を請求し、事件の真相を明らかに調べる、在日外国人に説明する。

合弁審理・調査の理由：大宇宙ジャパン株式会社違法者を保護し、支援すること。

# 動産保全事件

## 令和３年(ヨ)第３３６７号　動産引渡断行仮処分命令申立事件

申立日：２０２１年１１月９日

担当：東京地方裁判所民事第9部　秋田　智子

下記の令和３年(ヨ)第２１０６４号に移行

## 令和３年(ヨ)第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件

担当：東京地方裁判所民事第３３部　裁判官　伊藤　由紀子

決定主文＜特別上告＞：

１　被告は、原告に対し、閻璟菂の違法証拠及びパソコン、社員証などを返却する。

２　申立費用は被告の負担とする。

## 令和４年(モ)第４０００１号　保全異議申立事件

令和３年(ヨ)第２１０６４号の即時抗告

申立日：２０２２年４月1日

担当：東京地方裁判所民事第３３部　裁判官　佐藤　卓

決定主文＜特別上告＞：

1 債権者と債務者間の東京地方裁判所令和3年（ヨ）第 21 0６4号動産の引渡断行仮処分命令申立事件（基本事件）について，当裁判所が令和 3年 1 2月24日付けでした仮処分決定を認可する。

2 債務者のその余の申立てをいずれも却下する。

3 申立費用は債務者の負担とする。

## 令和４年(ラク)第１４１号　特別抗告提起事件

令和４年(モ)第４０００１号の特別抗告

申立日：２０２２年２月９日（同日裁判官訴追提出）

担当：東京高等裁判所第１４民事部　裁判長裁判官　石井　浩

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判官　菅家　忠行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判官　塚原　聡

決定主文＜特別上告＞：

１ 本件特別抗告を却下する。

２ 特別抗告費用は抗告人の負担とする。

# 令和４年（ワ）第８１０８号　司法不公正の確認請求事件

申立日：２０２２年４月１日

東京地方裁判所民事第３１部

## 分離１：令和４年（ワ）第８１０８号（相手方日本国）

令和 4 年（モ）第１０１３号 訴訟救助申立事件（相手方国関係）

担当：東京地方裁判所民事第３１部　裁判官　増子　由一

２０２２年６月２４日　決定主文＜特別上告＞：

１　基本事件につき、 申立人（基本事件原告）に対し、 訴え提起手数料 1万3000円及び送達費用について訴訟上の救助 を付与する。

２　申立人のその余の申立てを却下する。

令和 4 年（ラ）第 １５９８号 訴訟救助付与に対する抗告事件

　　（令和 4 年（モ）第１０１３号に即時抗告）

担当：東京高等裁判所第２０民事部　裁判長裁判官　村上　　正敏

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判官　伊良原　恵吾

裁判官　寺田　　利彦

２０２２年８月５日　決定主文＜特別上告＞：

１　原決定主文第 1 項を取り消す。

２　上記取消しに係る部分の相手方の申立てを却下する。

## 分離２：令和４年（ワ）第８１０８号（相手方東京都）

担当：東京地方裁判所民事第３１部

令和 4 年（モ）第１０１３号 訴訟救助申立事件（相手方東京都関係）

２０２２年6月２４日　決定主文：

基本事件につき， 申立人（基本事件原告）に対し， 訴え提起手数料2万0000円及び送達費用について訴訟土の救助を付与する。

## 分離３：大宇宙ジャパン株式会社労働

令和４年（モ）第１１９７号東京地方裁判所民事第１１部

# 令和４年（ワ）第８２９６号（大宇宙ジャパン株式会社労働）

申立日：２０２２年４月２０日

東京地方裁判所民事第１９部裁判官　塩　原学は虚偽告訴を受けたら訴訟事件を立上った。２０２２年５月２７日午前１１時６１９法廷で、虚偽告訴の不公正を訴えたら　退場した。裁判官訴追を検討する。

令和４年（ワ）第８１０８号と　合弁審理になった。

# 令和４年（行ウ）第１８７号　公務員不作為・職権濫用・人権侵犯事件

申立日：２０２２年４月２８日

東京地方裁判所民事第２部

## 分離１：令和４年（行ウ）第１８７号（相手方東京都）

事件概要：深川警察署の虚偽告訴と暴行、四谷警察署、高輪警察署、（追加：丸ノ内警察署）の不作為

令和 4 年（行ク）第１４４号 訴訟救助申立事件（相手方東京都）

担当：東京地方裁判所民事第２部　裁判長裁判官　春名　荗

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判官　片瀬　亮

裁判官　下道　良太

２０２２年７月１９日　決定主文＜特別上告＞：

１　基本事件の訴えの提起手数料のうち 1 万 8 0.0 0円及び書類の送達に必要な費用につき、訴訟上の救助を付与する。

２　申立人のその余の申立てを却下する。

## 分離２：令和４年（行ウ）第２０６号（相手方日本国）

事件概要：人事院、法務局、労働局の不作為、国税庁（署）の職権濫用と人権侵犯

令和 4 年（行ク）第１４５号 訴訟救助申立事件（相手方日本国）

担当：東京地方裁判所民事第２部　裁判長裁判官　春名　荗

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判官　片瀬　亮

裁判官　下道　良太

２０２２年７月１９日　決定主文＜特別上告＞：

１　基本事件の訴えの提起手数料のうち 1 万 3 0 0 0円及び書類の送達に必要な費用につき、 訴訟上の救助を付与する。

２　申立人のその余の申立てを却下する。

## 分離３：令和４年（行ウ）第２０７号（江東区）

事件概要：江東区長と江東区納税課職員の虚偽告訴

令和 4 年（行ク）第１４６号 訴訟救助申立事件（相手方江東区）

担当：東京地方裁判所民事第２部　裁判長裁判官　春名　荗

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判官　片瀬　亮

裁判官　下道　良太

２０２２年７月１９日　決定主文＜特別上告＞：

１　基本事件の訴えの提起手数料のうち1万円及び書類の送達に必要な費用につき、訴訟上の救助を付与する。

２　申立人のその余の申立てを却下する。

## 分離４：令和４年（行ウ）第２０８号（東京都、江東区）

事件概要：行政審査（東京都、江東区）

令和 4 年（行ク）第１４７号 訴訟救助申立事件（相手方東京都、江東区）

担当：東京地方裁判所民事第２部　裁判長裁判官　春名　荗

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁判官　片瀬　亮

裁判官　下道　良太

２０２２年７月１９日　決定主文＜特別上告＞：

本件申立てを却下する。

# 令和４年（ワ）第１１１５６号　建物明渡請求事件

事件概要：独立行政法人都市再生機構

担当：東京地方裁判所民事第４３部　裁判官　廣瀬　仁貴

２０２２年７月６日　決定主文＜特別上告＞：

1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。

2 被告は、原告に対し、34万7200円及び別紙債権目録中の各年月分の小計欄記載の各金員に対する各該当月の26日から各支払済みまで年14.56%（年365日の日割計算）の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告に対し、令和4年5月1日から第1項の建物の明渡済みまで1か月13万200円の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

5 この判決は、仮に執行することができる。